

自動車運送事業の安全総合対策事業

# 自動車運送 事業者の方必見!



## 事業概要

自動車運送事業の安全総合対策事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、自動車運送事業における先進安全自動車 (ASV) や過労運転の防止に資する機器の導入等の取組を支援することで、自動車事故の発生防止を図ります。

### I-1 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

[詳しくはこちら▶](#)



**補助対象事業者...**(1)自動車運送事業者※中小企業が対象(一般旅客貸切自動車運送事業者を除く)

(2)リース事業者※貸渡し先は(1)に限る **補助率...**中小企業：1/2 中小企業以外：1/3

**最大補助額...**中小企業：30万円(1車両あたり) 中小企業以外：20万(1車両あたり)

**補助対象...**①衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き) ②車間距離制御装置+車線維持支援制御装置

③ドライバー異常時対応システム ④先進ライト ⑤側方衝突警報装置 ⑥後側方接近車両注意喚起装置

⑦統合制御型可変式速度超過抑制装置 ⑧アルコール・インターロック ⑨事故自動通報システム(後付けのものも含む)

### I-2 運行管理の高度化に対する支援

[詳しくはこちら▶](#)



**補助対象事業者...**(1)自動車運送事業者※中小企業が対象 (2)リース事業者※貸渡し先は(1)に限る **補助率...**1/3

**最大補助額...**120万円(事業者1者あたり) **補助対象...**①デジタル式運行記録計 ②映像記録型ドライブレコーダー

(貨物自動車運送事業者のみ) ③デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付きを含む)

### I-3 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

[詳しくはこちら▶](#)



**補助対象事業者...**(1)自動車運送事業者※中小企業が対象 (2)リース事業者※貸渡し先は(1)に限る

**補助率...**1/2 **最大補助額...**80万円(事業者1者あたり) **補助対象...**①(IT、遠隔、自動)点呼機器 ②運行中

における運転者の疲労状態を計測する機器 ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ④運行中の運行管理機器

### I-4 社内安全教育の実施に対する支援

[詳しくはこちら▶](#)



**補助対象事業者...**自動車運送事業者※中小企業が対象 **補助率...**1/3

**最大補助額...**100万円(事業者1者あたり) **補助対象...**事故防止コンサルティング

PC、スマホ等でクリック!

詳しくは本補助金のホームページをご確認ください。 <https://hogo-zoushin.jp/>

ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引き、よくある質問もご確認いただいたうえで、申請についてご不明点がございましたら令和6年度被害者保護増進等事業費補助金事務局までお問い合わせください。

☎ **03-4330-3791** 受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く



FAQ  
よくある質問は  
裏面へ →

自動車運送事業の安全総合対策事業

# よくあるご質問



## Q1. どのように申請したらよいですか？

**A1.** 本補助金のホームページの右上にある申請システムで申請していただけます。

## Q2. 申請者は法人でなければいけないのでしょうか？

**A2.** 申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。

## Q3. 補助対象となる機器等を教えていただけますか？

**A3.** I-2, I-3, I-4 の支援策と I-1 の後付け事故通報システムにおいては、本補助金ホームページの補助対象機器一覧等に記載されているもののみが対象となります。  
※I-1 の後付け事故通報システム以外の補助対象装置は、公募要領に記載の機能要件に当てはまる装置が対象となります。詳しくは公募要領をご確認ください。

## Q4. 既に購入している機器等でも補助対象となりますか？

**A4.** 下記表の条件を満たしている補助対象機器等は、補助の対象となります。  
詳しくは各支援策の公募要領をご確認ください。

**I-1** 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

**I-2** 運行管理の高度化に対する支援

**I-3** 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

令和6年4月1日~令和7年1月31日までの間に購入し、支払いを完了したもの  
※リースの導入も対象  
※I-1は、上記期間までに補助所対象装置を搭載した事業用車両の購入(新車新規登録)したものであること

**I-4** 社内安全教育の実施に対する支援

交付決定後~令和7年1月31日までの間に購入し、コンサルティングを実施し、支払いを完了したもの

## Q5. 他の補助を受けている場合、交付を受けることはできますか？

**A5.** 本事業と同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む)を受けた事業には、交付しません。

## Q6. 予算状況によって期限前でも申請を締め切る可能性はありますか？ (予算がなくなったら終了ですか？)

**A6.** 補助金申請額が予算額に達した場合、申請受付を締め切らせていただきます。  
予算消化率は、本補助金ホームページで適宜公開しております。